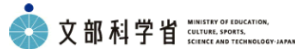


1. 高等学校教育改革の動向について	1
2. 令和4年度概算要求について	19
3. マイスター・ハイスクールについて	35
4. 産業教育施設・設備の整備について	47
5. 全国産業教育フェアについて	53

1. 高等学校教育改革の動向について

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当） 付



新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ奮闘まとめ（概要）
 ～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～
 （令和2年11月13日）

第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- ▶ 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- ▶ 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- ▶ 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- ▶ 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- ▶ 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- ▶ 遠隔・オンラインが対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸ばすための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

- 【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】**
- ① 現代的な格差課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成**
 - ▶ 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供
 - ② 地域の課題に応じた多様な高等学校教育の実現**
 - ▶ 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
 - ▶ 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効
 - ③ 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）**
 - ▶ 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義
 - ④ 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定**
 - ▶ 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表
 - ⑤ 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現**
 - 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸ばすための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

【1】普通科改革

▶ 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

【学習的学びに重点的に取り組む学科】

…SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
…国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

…地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
…地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

【2】専門学科改革

▶ 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実施
▶ 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

【3】新しい時代に求められる総合学科の在り方

▶ 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

▶ 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

【1】教育課程の編成・実施の適正化

▶ 各年度における修業指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
▶ 面接指導は少人数で行うことを基準とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する個別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

【3】多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

▶ 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

【4】主体的な学校運営改善の徹底

▶ 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
▶ 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け、ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

【2】サテライト施設の教育水準の確保

▶ 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

○ 『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）』（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の一つの方針及び策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携しつつ、**各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義**することが求められる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

・ 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに**以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。**

(a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより**育成を目指す資質・能力に関する方針**

(b) **教育課程の編成及び実施に関する方針**

(c) **入学者の受け入れに関する方針**

(※) 令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

・ 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、**関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。**

(※) 令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

・ **普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。**

・ 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、**各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させる**などとして教育課程を編成することとする。

・ 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に、関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。

(a) **学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。**

(b) **地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。**

(c) 上記2学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。**

(※) 令和4年4月1日から施行

各高等学校に期待される社会的役割の再定義

- 背景
 - ✓各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
 - ✓しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓各高校の存在意義
 - ✓期待される社会的役割
 - ✓目指すべき高等学校像
- 高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）
- ✓生徒の状況・意向・期待
 - ✓現在の社会・地域の実情
 - ✓学校の歴史・伝統
 - ✓将来の社会像・地域像



- ✓中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

- ✓高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものへと再構成
 - ✓各高等学校教育の継続性を担保
 - ▶特色・魅力ある教育の実現に向けた整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表
- 第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。
- 一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
 - 二 教育課程の編成及び実施に関する方針
 - 三 入学者の受入れに関する方針

- ✓各高等学校における育成を目指す資質・能力を明確化・具体化
- ✓カリキュラム・マネジメントを通じて、学校全体の教育活動の組織的・計画的な改善へと結実
- ✓スクール・ポリシーを基準にして、高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化
- ✓学校評価において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

- ✓生徒や入学希望者の学習意欲を喚起し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容
- ✓日常的に参照可能なよう、総花的なものせず更に重点的に取り組む内容を示す指針
- ✓スクール・ポリシーについても日々の教育活動の検証等を通じた見直し

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

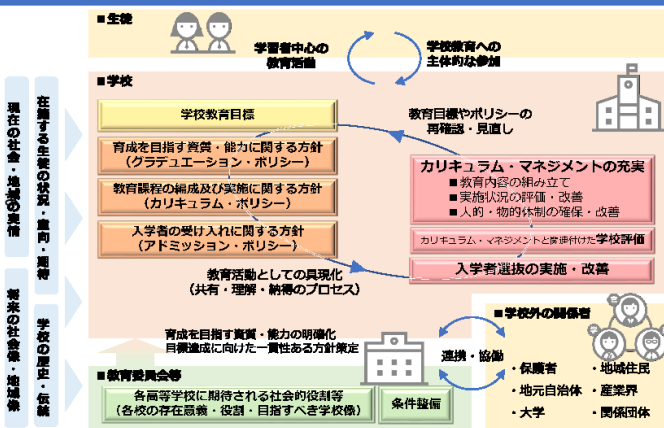
育成を目指す資質・能力に関する方針（グラデュエーション・ポリシー）

- ✓各高等学校に期待される社会的役割に基づき、生徒の卒業後の姿を見据えて、学校教育活動を通じて生徒にどのような資質・能力を育成することを目指すのかを定める基本的な方針となるもの

関係者	意義・効果
生徒	同方針に表れた資質・能力を身に付けることが 高等学校生活の目標の一つ （卒業時の姿から逆算して日々の授業等への取組、大学入学選抜や就職活動における自身に関する説明に活用可能）
教職員	同方針に表れた資質・能力を育成することを 日々の教育活動の最終的な目標 として、年間指導計画の策定や日々の授業の実施・改善
設置者	同方針に基づき各高等学校の取組状況を踏まえて、 予算・人事上の指図や指導主事の派遣 などの支援
入学希望者	明確化された卒業時の姿を 学校選択時の参考情報 として活用
関係機関	明確化された各高等学校が育成を目指す資質・能力を踏まえて、 相互のコミュニケーションを円滑化

- ✓授業改善等に活用できるよう、**一定の具体性を持った内容**とすることが必要（その際、定量的なものというよりも、**定性的な目標**として記載されることに留意）
- ✓各教科・科目の単位修得と離れて**独自の卒業要件となるのではない点**に留意

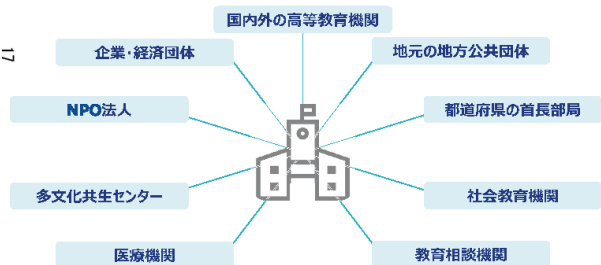
各高等学校に期待される社会的役割等及び「三つの方針」に基づく教育活動の実施・改善（イメージ）



高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

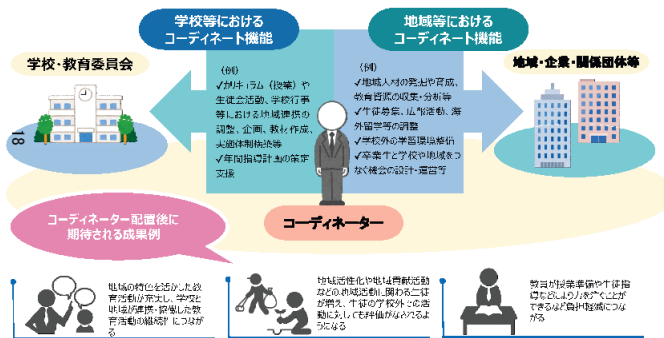
- ✓各高等学校においては、各高等学校が掲げるスクール・ミッションや各高等学校の実情等に基づき、教育活動を展開するための方策として、**地域社会や高等教育機関、企業等の関係機関と連携・協働することが求められる**。もとより、子供たちの資質・能力は学校だけで育まれるものではないことから、**一つの学校で全てを完結させるという「自前主義」から脱却し、関係機関にも開かれた教育活動を行い、社会とつながる多様な学びを実現する必要がある**。

（中央教育審議会新編「時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ」審議まとめより）



コーディネーター業務の概要

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。



本県11市の中央教育審議会において度別2次計画教育を主とする学校の能力化（産科改革）や教科等横断的な学習の推進による資力・能力の育成を実現するため、令和4年度から重点的に行われる学校改革が地域社会と連携して進められることとなる。...

2. 令和4年度概算要求について

26

事業内容
① 産科改革推進事業
② 創造的教育方法実施プログラム
③ 高校コーディネーター全国プラットフォーム構築事業
対象校種 門公私立の高等学校
委託先 民間団体等
箇所数 ①50校 8,800千円 / 1校
②30箇所 11,000千円 / 1校
③1団体 20,000千円 / 1団体

Society5.0をリードする人材育成に向けたリーディング・プロジェクト WWL (ワールド・ワイド・ラーニング) コンソーシアム構築支援事業
事業概要
◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバル社会課題の解決に向けた実践的学習を推進するが本事業の目的とする。
◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生とのオンライン海外フィールドワークなど、遠隔環境で多岐にわたるオンライン学習を推進しカリキュラム開発。
◆ 大学等に連携した大学教育の先駆的体験（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム/コースを開発。
◆ 学習を推進する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、高度な学習環境を構築。
◆ イノベーションをリードする人材育成に貢献する高校がグローバルな課題解決成果を共有するためのコンソーシアムの構築。
対象校種 門公私立の高等学校及び中高一貫教育校
委託先 関係機関（都道府県、市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等

27

COREハイスクール・ネットワーク構築
地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築: Collaborative Regional High-school Network
事業内容
① 同時双方向型の遠隔授業プラットフォーム活用推進・協働
② 地域自治体との関係強化と連携・協働する体制の構築
③ 事業の検証のための調査研究
対象校種 門公私立の高等学校、中等教育学校
委託先 学校報告書
箇所数 13箇所
出資(期間) 560万円程度/箇所 (2023年度)

28

地域との協働による高等学校教育改革推進事業
【プロフェッショナル型】
【地域力強化型】
【グローバル型】
【PDCAサイクル構築のための調査研究】
対象校種 門公私立の高等学校
委託先 学校設置者等
箇所数 14箇所 (R2指定)
220~370万円程度/箇所
3年

29

マイスター・ハイスクール (次世代地域産業人材育成刷新事業)

本県は高度な産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション(DX)の加速化に伴い、産業分野で求められる人材の育成が喫緊の課題となっている。...

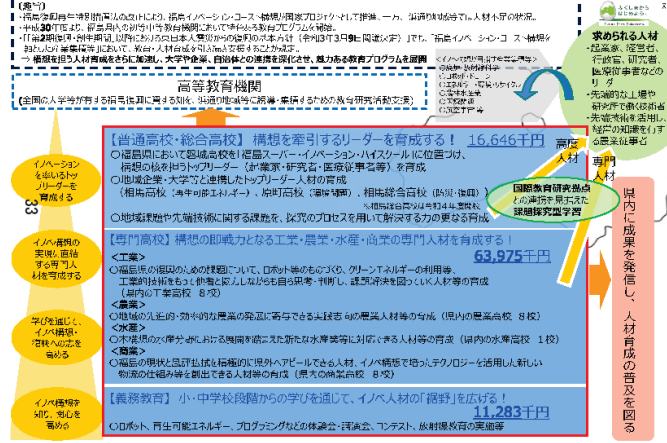
事業内容
◆ 産業界と一体となった専門高校の職業人材育成の抜本的改革
◆ 最新の産業教育施設・設備を活用した指導実践モデル抽出
◆ 「マイスター・ハイスクール」推進
◆ 最新のデジタル化に対応した産業教育施設・設備(「スマート専門実践」)
◆ 最新の産業教育施設・設備モデルに活用した指導実践モデルを抽出・普及し、産業構造の変化に即応した実践的な指導力向上
対象校種 門公私立の高等学校
委託先 学校設置者等
箇所数 14箇所 (R2指定)
220~370万円程度/箇所
3年

令和4年度概算要求 産業教育施設・設備の整備について

- 産業教育振興法等に基づき、高等学校等の設置者が、産業教育のための実験実習施設・設備を整備する場合、予算の範囲内で、国はその整備に要する経費の一部を補助（補助率1/3）。
- 国庫補助の対象となる施設・設備の基準については、同法第15条及び同法施行令第2条の規程に基づき中央教育審議会の議を経て国が定めることとなっている。

公立高校	私立高校
<施設> 学校施設環境改善交付金 令和4年度要求・要望額 235,189,258千円 （+事項要求）の内訳 （前年度予算額 68,837,464千円 の内訳）	<施設> 私立学校施設整備補助金 令和4年度要求・要望額 41,211千円 （前年度予算額 9,785千円 ）
<設備> 一般財源化（地方交付税交付金にて措置）	<設備> 学校教育設備整備償還補助金 令和4年度要求・要望額 55,879千円 （前年度予算額 13,060千円 ）
○三位一体の改革（平成16年及び17年）により、施設は、「安全・安心な学校づくり交付金」（平成23年度当初予算から「学校施設環境改善交付金」に一本化。（平成18年度～）） ○平成26年度予算における国庫補助事業の見直しにより、特別装置事業は一般財源化。（平成26年度～）	○三位一体の改革により、施設は、「安全・安心な学校づくり交付金」（平成23年度当初予算から「学校施設環境改善交付金」に一本化。（平成18年度～）） ○平成26年度予算における国庫補助事業の見直しにより、特別装置事業は一般財源化。（平成26年度～）

福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成に関する事業



3. マスター・ハイスクールについて

マスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）

令和3年度予算額 **2.1億円**（新規）

背景・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、人工知能化等、産業構造・仕事の内容は急速かつ大きく変化する。
- 更に幅広いDX・IoT・AI・ロボット等の分野の中、DX・IoTの進展の加速が著しく進み、こうした革新の力は一層強くなる。
- こうした中、地域産業の人材育成の観点から、専門高校の社会的要請として、産業構造・仕事の内容の急速かつ多岐にわたる変化に対応した職業教育の刷新が求められる。

→アフターコロナ社会で成長産業化を図る産業界が期待する専門高校の職業人材育成システムを抜本的に改革

事業内容：成長産業化に向けた革新を促す産業界と専門高校が一体・同期化し、第4次産業革命・地域の持続的成長を牽引するための、絶えず革新し続ける最先端の職業人材育成システムの構築

産業界と一体となった専門高校の職業人材育成の抜本的改革

未来志向の産業界が中核となり、地元自治体等とともに、地域における人材育成と成長産業化のエコシステムの確立

【主な取組】

- 産業界と一体となった「コミュニティ型刷新・実践（コース、学修改編等）」
- マスター・ハイスクールCEO（橋樑）を企業等から指定し学校の管理職としてマネジメント
- 企業等からの職業・実習を多数実施、企業等の施設・設備の活用
- 専攻科設置や高専化、大学連携等の一貫教育課程導入等の抜本的な改革

対象校種：国公立の高等学校

委託先：学校設置者、地方公共団体、民間企業、経済団体、協同組合等

マスター・ハイスクール（次世代地域産業人材育成刷新事業）実施機関一覧

No.	都道府県	学校設置者	実施機関	実施校	実施学科
1	北海道	北海道教育委員会	J.A.L.ずいせい 前田建設	旭川公立総合高等学校	農業
2	福島県	福島県教育委員会	前橋建設インフラ整備部会	福島県立総合高等学校	工業、商業
3	新潟県	新潟県教育委員会	株式会社 新水産	新潟県立高等学校	水産
4	福井県	福井県教育委員会	ふくい水産建設センター	福井県立総合高等学校	水産
5	福井県	福井県教育委員会	株式会社 福井銀行	福井県立総合高等学校	工業、商業
6	山梨県	山梨県教育委員会	甲斐建設工業	山梨県立総合高等学校	農業
7	滋賀県	滋賀県教育委員会	株式会社 滋賀建設	滋賀県立総合高等学校	工業
8	岡山県	岡山県教育委員会	株式会社 岡山建設	岡山県立総合高等学校	農業、商業
9	広島県	広島県教育委員会	住友建設工業	広島県立総合高等学校	農業
10	大分県	大分県教育委員会	株式会社 大分建設	大分県立総合高等学校	農業
11	静岡県	静岡県教育委員会	株式会社 静岡建設	静岡県立総合高等学校	工業
12	熊本県	熊本県教育委員会	株式会社 熊本建設	熊本県立総合高等学校	工業

事業目標：（北海道教育委員会/J.A.L.ずいせいほか） 学校名： 北陸新潟産業高等学校 令和3年度 マスター・ハイスクール事業

地域発次世代イノベーション人材の育成～持続可能な日高農業の創り手～

事業の目標

林業、野鳥生産や食品加工など、特色ある日高の農業の実践をとおして、地域産業の課題解決の一助を担うとともに、プロジェクトの推進のもとに地域と産業の持続的発展をけん引するイノベーションとしてマスター育成を図る。

マスター・ハイスクール運営委員会

企業： 日高林業株式会社、日高野鳥生産株式会社、日高食品株式会社

県内農業高校： 日高農業高等学校

個人： 経営者、教員、学生、保護者

執行役： 校長、副校長、専攻科長、主任教員、専任講師、非常勤講師、事務職員

県内農業高校

（教育目標）自ら考え正しく判断できる力を養い、たくましく生き生きと生涯を育む

「思考力」「判断力」「表現力」「実行力」「協働力」「創造力」

卒業後の「専門性を生かしたマスターを育成」

◎地域の思い、真意を汲み取り、大気な態度で人材、地域課題の思い（課題・課題解決・イノベーションへの挑戦）を解決するための導入

◎専攻科で実践しながら企業と連携し、企業現場で活躍できる人材

◎世界で活躍するグローバル人材

職業実践課程解決学習3年計画

1年次：基礎学習
2年次：実践学習
3年次：高度学習

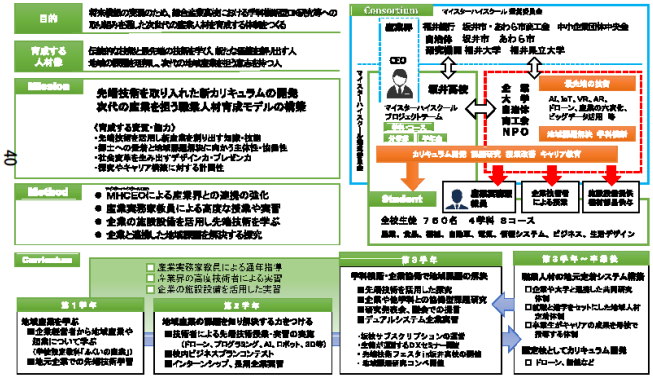
マスター・ハイスクール事業協議委員会

日高県マスター・ハイスクール協議委員会

協議事項：協議、調査、検討、報告、協議、調査、検討、報告、協議、調査、検討、報告

協議事項：協議、調査、検討、報告、協議、調査、検討、報告、協議、調査、検討、報告

「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」



「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」 (概要)

- **ワイン醸造実習を核に、ワイン醸造やぶらなしの地域資源を活用した地域活性化と新たな価値を創出する人材育成を目指す。**
 - **「醸造DX」による醸造の更なる可能性を学ぶとともに、「醸造DX」の推進に貢献する人材の育成を目指す。**
 - **「醸造DX」の推進に貢献する人材の育成を目指す。**
- 概要**
 ● 山梨県立農林高等学校
 ● 食品科学科を中心に、園芸系・環境系学科を食の食品科学科に統合し、新カリキュラムを構築する
- 【主なポイント】**
 ○ IoTを導入したスマートワイン醸造による生産管理の効率化(生産管理・醸造管理)
 → ドローンの活用(肥料管理・農薬散布等)
 → 農業データ管理と水質管理
 → データ活用による生産管理
 → ワインの風味を左右する成分分析 等
 ○ **「醸造DX」による醸造の更なる可能性を学ぶとともに、「醸造DX」の推進に貢献する人材の育成を目指す。**
 ○ **産業界専門家などによる指導を要し、2年目以降は実習に重点を置く**
 ○ 外部機関と連携、県内DXと連携
- 組織**
 【マイスター・ハイスクールCEO】
 ○ 醸造DX推進委員(醸造DX推進)を担担
 【産業実習推進委員】
 ○ ワイン醸造の専門家、産業界専門家(高技術者)として指導する
 【その他指導員(一部)】
 ○ 山梨県甲斐市農工委員会
 ○ 山梨県ワイン醸造推進委員会(サントリー・豊田の両方)代表
 ○ 山梨県立農林高等学校 校長 兼 ワイン醸造推進センター 校長
 など、多数の山梨ワイン関係者が参加
- 事業計画**
 【1年目】
 ○ 醸造DX推進に関する学習(醸造DX)
 ○ 醸造DX推進委員の選出
 ○ 醸造DX推進委員の育成
 【2年目】
 ○ ワイン醸造に関する学習(醸造DX)
 ○ 大学と連携した成分分析実習
 ○ 企業技術者・産業界専門家等による指導
 【3年目】
 ○ マーケティング実習(ワイン醸造)
 ○ 醸造DX推進委員の育成
 ○ 醸造DX推進委員の育成
 ○ 醸造DX推進委員の育成

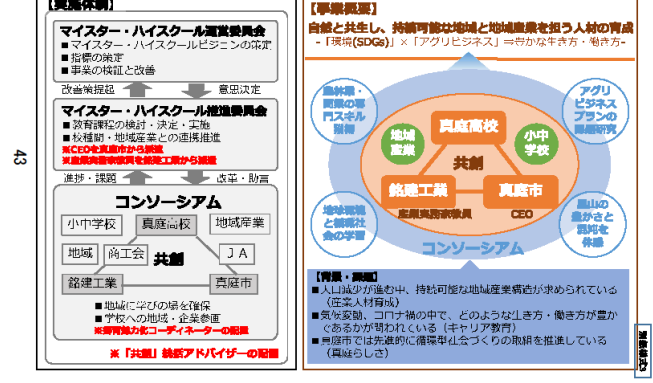
ワイン醸造を核とした農業教育のDX化による先端技術とワイン醸造やぶらなしの地域資源の融合により、地域活性化とワイン関係産業を支える人材の育成・輩出を実現

「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」



・先端技術(IoT、スマート農業、ドローンなど)を活用し、農業にDXをもたらす次世代担い手人材を輩出
 ・六次産業化、スマートにより山梨の「ワイン」を「農業立国」としての確立を図る
 ・ワイン醸造、先端技術を活用したスマート農業を導入する学生を企業から募集し、人材育成のモデルを示す

「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」



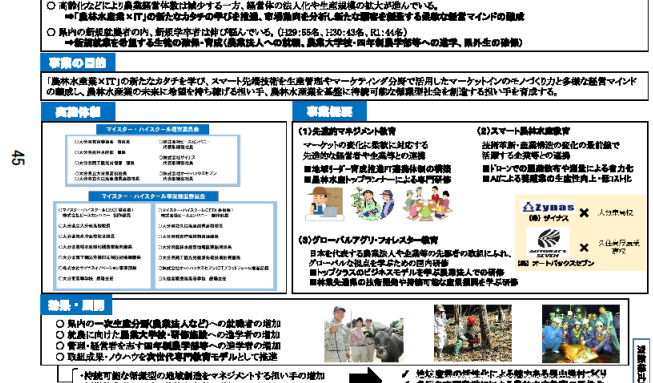
・人口減少が進む中、持続可能な地域産業振興が求められている
 ・(産学官)連携
 ・(産学官)連携
 ・(産学官)連携

「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」



・人口減少が進む中、持続可能な地域産業振興が求められている
 ・(産学官)連携
 ・(産学官)連携
 ・(産学官)連携

「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」



・人口減少が進む中、持続可能な地域産業振興が求められている
 ・(産学官)連携
 ・(産学官)連携
 ・(産学官)連携

令和3年度の産業教育設備の整備について

○ 公立高等学校の産業教育設備整備にかかる経費は、「産業教育振興法」（昭和26年法律第228号）等に基づき、国の補助金により支拂うていたが、平成17年度の三位一體改革により一般財源化され、以降一定水準の地方交付税措置が講じられている。

○ 専門学校においてはEコマース・オンライン化を推進するため、令和3年度に産業教育設備整備に係る地方交付税措置を廃止。

※ 専門学校団体の行政削減は、「生徒数」34,640人を概定

令和3年度
現行設備・産業教育施設特別措置設備
・備品購入費等……………1,094,209千円

令和3年度
産業教育設備整備費
・備品購入費等……………51,259千円

産業教育設備整備の概要について 専修進修 令和3年1月29日（水）

<p>文芸科学者からの取組連携</p> <p>公立文芸科学者からの取組連携 公立文芸科学者からの取組連携 公立文芸科学者からの取組連携</p>	<p>建設者からの取組連携（別紙）</p> <p>令和3年1月22日</p> <p>令和3年1月22日</p>
--	--

令和3年度
現行設備・産業教育施設特別措置設備
・備品購入費等……………1,094,209千円

令和3年度
産業教育設備整備費
・備品購入費等……………51,259千円

「スマート専門学校」の実現 （デジタル化対応産業教育装置の整備）

目的
Society5.0時代における地域の産業を支える職業人育成を促すため、専門学校においてデジタル化対応装置を整備することにより、最先端の職業教育を行う「スマート専門学校」を実現し、デジタルトランスフォーメーション等に対応した地域の産業界を牽引する職業人材を育成する。

事業内容
農業や工業等の職業系専門学校における、ウイズコロナ社会、技術革新の進展やデジタルトランスフォーメーションを見据えた、高性能 ICT 端末等を含む最先端のデジタル化に対応した産業教育装置の整備に必要な費用の一部を国が緊急的に補助する。

整備する装置の例

- 高機能3Dプリンタ
 - ・コンピュータで入力されたデータを元に、金属製の加工品を作成する3Dプリンタ
 - ・3Dプリンタの加工工程をモニタリングし、品質管理を行う
- ワークベンチ
 - ・高機能PCを複数台設置した作業用ワークベンチ
 - ・作業用ワークベンチの設置、調整等を行う作業員
- 高機能PCを複数台設置した作業用ワークベンチ
 - ・高機能PCを複数台設置した作業用ワークベンチ
 - ・作業用ワークベンチの設置、調整等を行う作業員

対象校種
同公私立の職業系専門学校
国公立、私立、1/3 国立：10/10

補助率
公立、私立：1/3 国立：10/10

補助対象
デジタル化対応産業教育装置の整備に必要な経費
再（装置の購入、設置工事費等含む）

4. 産業教育施設・設備の整備について

産業教育施設・設備の支援

産業教育振興法等に基づき、高等学校の設置者が産業教育のための実験実習施設・設備を整備する場合、予算の範囲内で、その整備に要する経費の一部を補助。[補助率 1/3]
また、公立高校の設備に要する経費については、地方交付税により措置。

(公立学校)	施設整備費交付金 令和3年度予算額 68,837,464千円の内訳 令和2年度予算額 116,479,242千円の内訳 令和2年度補正予算額 160,496,418千円の内訳
(私立学校)	設備 一般財源化（地方交付税措置） 令和3年度予算額 13,060千円（令和2年度予算額 23,054千円） 令和2年度予算額 41,211千円 令和3年度予算額 9,785千円（令和2年度予算額 41,211千円）

平成30年3月の高等学校の新学習指導要領の公示を踏まえ、職業教育のための実験実習の施設・設備の計画的な整備を促すとともに、実験・実習による収益の取扱いに関し、教育委員会及び私立学校担当部局等に対し通知を発送。

〔職業教育のための実験実習の施設・設備の計画的な整備について〕（平成30年3月30日付文部科学省初等中等教育局児童生徒部職業教育課長通知）抄録
…各学校においても、各学科における実験実習に係る施設・設備の現状を把握した上で、職業教育の充実を図るための施設・設備の計画的な整備を進めたい。…
…各学校において、職業教育の充実を図るため、実験・実習による収益の取扱いについて通知を発送している。…
…各学校において、職業教育の充実を図るため、実験・実習による収益の取扱いについて通知を発送している。…

5. 全国産業教育フェアについて

全国産業教育フェアについて

1 趣旨

専門高校等の生徒の学習成果を総合的に発表する全国産業教育フェアを、都道府県教育委員会との連携・協力を得て、全国的な規模で開催することにより、全国の専門高校等の生徒の学習意欲や進路、教育界、国民一般への専門高校等の魅力的な教育内容について理解・関心を高めるとともに、新たな産業教育の在り方を切り、新しい時代にふさわしい専門高校等における産業教育の活性化を図り、その顕彰に資することを目的とする。

2 開催一覧

	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回
開催地	千葉県	静岡県	富山県	京都府	兵庫県	山形県	福島県
	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回	第13回	第14回
開催地	福岡県	鳥取県	徳島県	岐阜県	岩手県	北海道	北海道
	第15回	第16回	第17回	第18回	第19回	第20回	第21回
開催地	石川県	埼玉県	静岡県	大阪府	神奈川県	茨城県	鹿児島県
	第22回	第23回	第24回	第25回	第26回	第27回	第28回
開催地	岡山県	愛知県	宮城県	三重県	石川県	佐賀県	山口県
	第29回	第30回	第31回	第32回	第33回	第34回	第35回
開催地	新潟県	大分県	埼玉県	愛知県	福井県	栃木県	福島県
	第36回	第37回	第38回	第39回	第40回	第41回	第42回
開催地	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道
	第43回	第44回	第45回	第46回	第47回	第48回	第49回
開催地	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道	北海道

※1次調査時、参加予定がなかった、その後に開催が決定した県と対応して「開催国産教育フェア」を平成14年より開催。
※2次調査時に開催中止も発生。

専門高校等の生徒による学習成果発表の場
第32回全国産業教育フェア青森大会

北海道・東北の縄文遺産群
世界文化遺産登録 縄文

青森7工青森2022

Reading
Learn
Aspect

青森県教育委員会 青森県立中央大学 青森県立工業学校 青森県立高等学校

青森県立産業教育センター

令和4年 開催期間 10/15(土) 10/16(日)

新館 青森県立総合文化センター エタアリーナ 1F/2F

アピオ会場 青森県立中央大学 アピオ会場 1F/2F

アツパレス青森 青森県立中央大学 アツパレス青森 1F/2F

青森県立産業教育センター 青森県立中央大学 産業教育センター 1F/2F

主催/青森県立産業教育フェア実行委員会、文部科学省、教育庁、青森県教育委員会、
青森県、青森県教育委員会、公益財団法人青森県教育振興協会、青森県立産業教育センター、青森県立中央大学、青森県立産業教育センター、青森県立工業学校、青森県立高等学校、青森県立産業教育センター

〒030-8540 青森県青森市青森一丁目1番1号 ☎ 017-794-9122 ● 017-794-9270

開催日程

会場	10/15(土)														10/16(日)													
	9	10	11	12	13	14	15	16	17	9	10	11	12	13	14	15	16	17										
青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市	青森市										
弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市	弘前市										

青森市

青森市

弘前市の地味と会場をつなぐ青森市

本開催日程の開催については、各開催地における開催状況により変更する場合がございます。また、各開催地とも会場は臨時変更可能性があります。変更ありの場合、本開催日程とは異なります。